

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 1 日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 柴山 明憲

賃金係長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109

栃木県最低賃金を 10 月 1 日から 1,125 円に改正します 最低賃金引上げに向けた支援措置を実施

栃木労働局長（中野 知基）は、令和 8 年 10 月 1 日から栃木県最低賃金を 57 円引き上げ、時間額 1,125 円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

中小・小規模事業者の皆さまに対しては、最低賃金及び賃金引上げに向けた支援措置を実施しています。

栃木労働局では、改正・発効される栃木県最低賃金及び最低賃金引上げに向けた支援措置について、幅広く周知広報に努めてまいります。

なお、現在、栃木県特定最低賃金が適用されている「はん用機械器具等製造業(現行額 1,070 円)」、「電子部品等製造業(現行額 1,105 円)」、「自動車・同附属品造業(現行額 1,114 円)」、「計量器等製造業(現行額 1,104 円)」につきましては、10 月 1 日の栃木県最低賃金改正により、現行額が栃木県最低賃金(1,125 円)を下回ることになるため、栃木県特定最低賃金が新たに改正されるまでの間は栃木県最低賃金が適用されますので、ご注意ください。(栃木県特定最低賃金の改正については 9 月～10 月に審議予定)

1 栃木県最低賃金の改正

- (1) 栃木県最低賃金を時間額 1,125 円に改正し、令和 8 年 10 月 1 日に発効します。
- (2) 栃木県最低賃金は栃木県内で働くすべての労働者に適用されます。

2 最低賃金及び賃金引上げに向けた支援措置

(1) 業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合、費用の一部を助成します。

(2) 賃上げ支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援します。

(3) 働き方改革推進支援センター

業務改善助成金をはじめ、中小企業の労働条件管理などのご相談について、中小企業庁が実施する支援事業と連携して対応する相談窓口を開設しています。

(4) 賃金引き上げ特設ページ

厚生労働省では、賃金引き上げ特設ページを開設し、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策の周知広報に努めています。

賃金引き上げ特設ページ→



3 周知広報活動

- (1) 栃木県及び市町が発行する広報誌、関係行政機関・団体等が発行する機関誌及び求人情報誌等への掲載依頼、生活衛生等の最低賃金の引上げの影響を受けると見込まれる業界団体の県支部への周知依頼。
- (2) 公共機関、公共交通機関等へのポスター、リーフレットの掲示による周知。